

営業時間短縮要請協力金 FAQ

※R3.6.17 15:00時点

1. 営業時間短縮要請について		
1	営業時間短縮要請は何に基づくものですか？	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき要請するものです。
2	時短要請に応じない場合、事業者名の公表や罰金等がありますか？	事業者名の公表や過料を科すところまでできる「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」とは異なり、あくまで協力をお願いするものです。県全体で感染を抑える瀬戸際ということをご理解いただき、ご協力をお願いします。
3	営業時間短縮要請の期間は？	【第1期】 大分市・別府市は、令和3年5月12日(水)から5月31日(月)までの20日間です。 その他の市町村は、令和3年5月14日(金)から5月31日(月)までの18日間です。 【第2期】 県内全域において、令和3年6月1日(火)から6月13日(日)までの13日間です。
4	営業時間短縮要請の対象区域、対象施設は？	【対象区域】県内全域 【対象施設】 飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等 ※以下のような施設は対象外となります。 テイクアウト・デリバリー専門店、スーパー・コンビニ等のイートインスペース、キッチンカー、自動販売機等
5	県内で対象外となる区域はありますか？	県内全域が対象です。
6	営業時間短縮要請の内容は？	対象施設に対して午後9時までの営業時間短縮をお願いします(午前5時～午後9時までの営業)。 酒類の提供は午後8時オーダーストップをお願いします。
7	感染状況に応じて、要請期間の延長等がありますか？	県内の感染状況を鑑み、場合によっては延長等の内容変更も考えられます。
8	給付要件の「業種別ガイドライン」とは何ですか？	各業種の協会等が示しているガイドラインです。こちらのURLからご確認ください (https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200928)。

2. 対象施設について		
1	酒類の提供を行わない場合も対象となりますか？	酒類の提供を行わない飲食店も対象となります。
2	インターネットカフェやマンガ喫茶は対象となりますか？	インターネットカフェ、マンガ喫茶のうち、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、対象となりません。

営業時間短縮要請協力金 FAQ

※R3.6.17 15:00時点

3	カラオケボックスは、協力金の支給対象となりますか？	食品衛生法に基づく営業許可を取得していれば時間短縮営業の要請対象になるので、21時から翌朝5時まで営業休止(20時以降の酒類の提供中止)すれば支給対象となります。
4	パン屋は対象となりますか？	テイクアウト専門であれば対象となりません。ただし、カフェ形式のように屋内に客席を設けて、店舗で調理した食品をその場で飲食することを目的とした店舗は対象となります。
5	ホテル・旅館内のレストランや宴会場は対象となりますか？	ホテル・旅館内のレストランや宴会場は、宿泊客のみが利用する場合、対象となりません。ただし、宿泊客以外の方も利用できる場合は対象となります。(この場合、宿泊客の利用については、受給要件になりません。)
6	運営している施設の一部が要請対象施設になっている場合、協力金の支給対象となりますか？(例:ホテルが運営しているスナック等)	対象となります。
7	ホテル内の1店舗のみ宿泊者以外も利用できるレストランがあるが、対象となりますか？	宿泊者以外も利用できるのであれば、対象となります。
8	ホテル内のレストランが宿泊者と宿泊者以外が利用できる場合、売上高は宿泊者・宿泊者以外を全て含んでもいいですか？	全て含んで構いません。
9	テイクアウト店や車両による移動式の飲食店は対象となりますか？	対象となりません。移動式の場合、お客様に飲食スペースを提供することができないので、持ち帰り(テイクアウト)専門店と同じ扱いになります。
10	店舗型の飲食店なのですが、屋外(テラス席)にのみ常設の飲食スペースがある場合は、対象となりますか？	テラス席等の屋外スペースで客が飲食することが通常の営業形態である店舗も対象です。ただし、公道等許可を得ていない屋外スペースで営業を行っている場合等は対象外となります。
11	イートインコーナーがある大型スーパー店やコンビニエンスストアは対象となりますか？	対象となりません。ただし、フードコートのように屋内に客席を設けて、店舗で調理した食品をその場で飲食することを目的とした店舗は対象となります。
12	遊興施設におけるドリンクバー部分は、21時以降も営業できますか？	飲食店営業許可を受け、イートインスペースを設けている場合は協力金の対象となるため21時以降の営業はできませんが、イートインスペースが無くテイクアウトのような要素が強い場合は、21時以降も営業が可能です。
13	雀荘で酒類提供しているが、対象となりますか？	飲食店営業許可を受けている場合は、対象となります。

営業時間短縮要請協力金 FAQ

※R3.6.17 15:00時点

14	性風俗店は対象となりますか？	対象となりません。
15	結婚式場は対象となりますか？	施設本来の目的である結婚式で利用する方のみに飲食を提供する場合は対象となりません。ただし、施設内でのディナー営業等、不特定多数の方に飲食を提供する場合は対象となります。

3. 協力金について

(1) 申請について

1	協力金の申請期間や申請方法、申請受付窓口等は？	申請期間は令和3年6月10日(木)～7月9日(金)です。 電子申請と郵送による申請方法があります。 電子申請の申請フォームは令和3年6月10日(木)から開設します。郵送で申請される場合は下記送付先まで郵送ください。 【送付先】 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県時短要請協力金事務局 宛
2	協力金は申請しなければ給付されないのですか？	申請書等の提出が必要です。
3	第2期分(6/1～6/13)は、第1期(5/12(もしくは5/14)～5/31)の申請と別に申請をしなければならないのですか？	別々に申請をしてください。 第2期の申請は、別途6月下旬から1か月程度を想定しています。
4	第1期と第2期でまとめて申請できないのですか？	5月31日までの第1期分の協力金をできるだけ早く事業者様へお支払いするため、第1期分は6月10日からの申請受付開始、第2期分については6月下旬からの申請受付開始として、分けて申請していただくこととしています。

営業時間短縮要請協力金 FAQ

※R3.6.17 15:00時点

5	協力金の額はどのように決まりますか？	<p>1日当たり給付額×時短要請に応じた日数(店休日は除きます)</p> <p>【中小企業(売上高方式)】※売上高減少額方式の選択も可能 (1)1日当たり売上高「8万3,333円以下」 →1日当たり給付額「2.5万円」 (2)1日当たり売上高「8万3,333円超～25万円未満」 →1日当たり給付額「1日当たり売上高の3割※」 (3)1日当たり売上高「25万円以上」 →1日当たり給付額「7.5万円」 ●1日当たり売上高…令和元年または2年の飲食部門5月売上高÷31日</p> <p>【大企業(売上高減少額方式)】 1日当たりの売上高減少額の4割 上限額:「20万円」または「1日当たり売上高の3割※」のいずれか低い額 ●1日当たりの売上高減少額…(令和元年または2年の飲食部門5月売上高－令和3年の飲食部門5月売上高)÷31日</p> <p>※1千円未満切り上げ</p>
6	昨年(令和2年)6月以降にオープンした店舗の売上高は、1日当たりの売上高をどのように考えれば良いですか？	<p>【新規開店特例】 ※第1期の場合</p> <p>①令和2年6月1日から令和3年4月30日までの間に開店した場合 開店日から令和3年4月30日までの売上高÷開店日から令和3年4月30日までの日数(土日祝日、店休日含む)</p> <p>②令和3年5月1日から時短要請前日までの間に開店した場合 開店日から時短要請前日までの売上高÷開店日から時短要請前日までの日数(土日祝日、店休日含む)</p> <p>(日数計算例)令和3年3月15日に開店した場合…3月15日から4月30日＝47日</p>
7	協力金の申請に必要な書類はどのようなものがありますか？	<ol style="list-style-type: none"> 1.大分県営業時間短縮要請協力金申請書(第1号様式)※電子申請の場合は不要 2.代表者本人確認書類の写し 3.営業時間短縮または休業の状況が分かる写真、資料等 4.通帳等の写し 5.確定申告書、売上台帳の写し※下限額の2.5万円で申請する場合は提出不要
8	確定申告をしておらず、市町村へ住民税のみ申告している場合は、確定申告書の代わりとして提出しても良いですか？	<p>構いません。</p>

営業時間短縮要請協力金 FAQ

※R3.6.17 15:00時点

9	時短営業及び休業のお知らせに関するチラシは、手書きでも良いですか？	手書きでも構いません。
10	店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先)が協力金の申請をすることはできますか？	営業許可を受けている事業者を対象とした協力金ですので、営業許可を受けている方が申請してください。
11	申請者と営業許可証の名義が異なる場合は対象となりますか？	名義が異なる場合は、別途追加で申請者と営業許可証の名義との関係を説明する理由を提出することにより、認める場合があります。
12	要請期間中に事業承継等により営業主体が変わった場合は対象となりますか？	対象となります。 必要書類については申請時にご確認ください。
13	要請期間前に事業承継等により営業主体が変わった場合、売上高は承継前の売上を基に計算して良いですか？	良いです。
14	店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか？	時短営業要請開始日(【第1期】大分市・別府市:5/12、その他の市町村:5/14 【第2期】6/1)より前から時短営業要請の対象となる店舗をオープンしていて、21時～朝5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。
15	本店・本社が対象地域外の場合でも、対象地域に店舗があれば支給の対象となりますか？	対象となります。
16	大企業も支給の対象となりますか？	対象となります。
17	要請期間の初日から営業時間の短縮をできなかった場合、協力金の支給対象とはならないのですか？	対象となりません。 要請期間の全期間(大分市・別府市:5/12～5/31、その他の市町村:5/14～5/31)で店休日を除き営業時間の短縮にご協力いただいた場合のみ対象になるので、部分的に要請に応じなかった場合は対象となりません。 やむを得ず要請期間の初日に営業時間の短縮ができない理由がある場合は、個別にご相談ください。
18	5月14日から要請に応じることができない「やむを得ない場合」とは、どのような場合ですか？	仕入れの都合(生もの等を既に仕入れている等)、お客様のキャンセル連絡が間に合わない等を想定しています。

営業時間短縮要請協力金 FAQ

※R3.6.17 15:00時点

19	店内飲食及びテイクアウトを営業している場合、令和元年・令和2年の売上高は、店内売上とテイクアウト売上を分ける必要がありますか？	飲食部門として捉えるので、分ける必要はありません。
20	複数の店舗を有していますが、店舗の数ごとに協力金が支給されますか？また、全ての店舗が要請に応じないと支給されませんか？	要請に応じていただいた店舗ごとに支給されます。ただし、要請期間を通して営業時間短縮を行なっていない店舗が必要となりますので、例えば複数の店舗で期間中ローテーションで営業時間短縮を行なった場合は対象となりません。 (例) 2店舗中1店舗が要請期間を通して営業時間短縮を行なった場合は、1店舗分の協力金を支給。 2店舗中2店舗が要請期間を通して営業時間短縮を行なった場合は、2店舗分の協力金を支給。 2店舗中1店舗が要請期間初日午後9時～5月23日まで、もう1店舗が5月24日～5月31日午前5時まで営業時間短縮を行なった場合は、2店舗とも協力金の対象とならない。 なお、今後の感染状況により、要請期間が短縮された場合、1店舗あたりの支給額は、短縮された日数に応じて減額となります。
(2) 支給対象となる営業日・営業時間について		
21	通常の営業時間が朝11時から22時までの酒類を提供する飲食店です。酒類の提供を20時までに時間短縮すれば、営業を22時まで続けても、協力金の支給対象となりますか？	対象となりません。 酒類の提供を20時までに短縮しても、営業を21時までに短縮していただければ協力金の支給対象となりません。
22	通常の営業時間を21時まで、かつ酒類提供を20時半としている場合、酒類提供を20時までに短縮すれば対象となりますか？	対象となりません。 酒類の提供を20時までに短縮しても、通常の営業時間が21時までであれば対象となりません。
23	複数レストランを経営しており、そのうち通常営業が21時までの店舗は協力金の対象外ですが、この店舗について酒類提供のオーダーストップは20時までとする必要がありますか？	対象外店舗については、酒類提供を20時にオーダーストップする必要はありません。
24	営業時間の短縮ではなく、要請期間中完全休業した場合も、協力金の対象となりますか？	対象となります。
25	通常の営業時間が朝10時から19時までの飲食店です。期間中、完全休業したら時間短縮営業に対する協力金の支給対象となりますか？	対象となりません。 通常の営業時間が、今回の時間短縮営業(朝5時から21時まで)内であれば対象となりません。

営業時間短縮要請協力金 FAQ

※R3.6.17 15:00時点

26	通常の営業時間が21時から翌朝2時までの飲食店です。営業時間を短縮することができませんが、休業したら協力金の支給対象となりますか？	21時から翌朝5時までの営業を自粛をしているので、協力金の支給対象となります。
27	一般営業は18時までですが、予約営業は21時以降もしています。この場合、21時以降の予約営業を自粛すれば支給の対象となりますか？	通常、そのような営業形態をとられている場合、21時から翌朝5時までの間の予約営業の自粛にご協力いただければ、要請期間中に予約を受けて営業した日数が支給対象となります。
28	一般営業は18時までですが、予約営業は21時以降もしています。要請期間中は休業する予定ですが、給付金の算定日数はどうなりますか？	過去の実績から見込んでいただいた要請期間中の営業予定日数が支給対象となります。ただし、過去に21時以降営業していたことの証拠書類(21時以降に出力したレシートや営業時間を記録した帳簿等)を求めることがあります。
29	元々完全予約制(営業時間は22時半まで)で予約があった日のみ店を開けているが、給付金の算定日数はどうなりますか？	要請期間中に予約を受けて営業した日があり、その全ての日において21時までに営業を短縮していれば、営業した日数が支給対象となります。
30	元々完全予約制(営業時間は22時半まで)で要請期間中は休業する予定ですが、給付金の算定日数はどうなりますか？	過去の実績から見込んでいただいた要請期間中の営業予定日数が支給対象となります。ただし、過去に21時以降営業していたことの証拠書類(21時以降に出力したレシートや営業時間を記録した帳簿等)を求めることがあります。
31	通常、昼のみ営業していますが対象となりますか？	対象となりません。通常時において、21時から朝5時までの時間帯に営業していることが給付要件の1つとなっています。
32	21時を過ぎても、お客様がいれば閉められないのが実情です。そのような場合は対象となりますか？	営業時間を21時までとしなければ対象となりません。お客様には、県からの時短要請が出ている旨をお伝えいただき、21時までに退出いただくよう促してください。
33	営業は21時までとしているが、お客様が退出するまで営業を続けています。その場合、対象となりますか？	通常営業が21時に終了する場合は、対象外です。ただし、21時以降もお客様が店に滞在し、21時以降に閉店することが常時であれば、それが証明できる書類(21時以降に出力したレシートや営業時間を記録した帳簿等)を提出いただくことで対象となる場合があります。
34	感染対策のため、既に自主的に21時までの時間短縮営業(又は休業)をしていますが、支給の対象となりますか？	通常であれば21時以降も営業しており、感染対策のため自主的に休業・時間短縮営業をされている場合であって、今回の要請期間も休業・時間短縮営業を継続する場合は対象となります。
35	毎週日曜日が定休日の酒類を提供する飲食店です。要請期間中、営業時間を短縮した場合、期間中定休日がある3日あるので、その3日分の協力金相当額が減額されますか？	減額されます。要請期間の初日から最終日までを通じて要請に応じていただいております期間中に定休日等の店休日が含まれている場合、「店舗ごとに算定される1日あたりの金額」×店休日を除く営業日数分が支給されます。

営業時間短縮要請協力金 FAQ

※R3.6.17 15:00時点

36	要請期間の初日から休業する予定ですが、期間の途中で3日間だけ一時営業しても、協力金の支給対象となりますか？	営業日に、営業時間を21時まで(酒類提供を20時オーダーストップ)としていただければ対象となります。ただし、営業時間短縮要請に応じていなければ対象となりません。
37	不定休で営業していますが対象となりますか？	当初、休みの予定としていた日を除き、その日以外を時間要請に応じた日として給付額を換算します。
38	通常、日曜日を定休日としているが、時短営業要請期間に日曜日に営業した場合、営業日として対象となりますか？	通常、設定されている店休日については、支給対象外となります。店休日については、ホームページや店内掲示の写真等で確認させていただくことを予定しています。
39	レストランを21時で閉店し、その後はテイクアウトサービスのみ営業を続けた場合は支給の対象となりますか？	対象となります。要請の対象であるレストラン内での営業を21時まで(酒類提供は20時オーダーストップの上、21時まで)としていただければ、その後テイクアウトサービスを営業されても支給の対象となります。
40	21時以降もドライブスルーの営業は可能ですか？	可能です。
41	5月11日から翌12日の午前0時以降にかけて営業している大分市内の店舗です。この場合、5月12日の午前0時から午前5時まで営業を自粛しないと支給の対象とならないのですか？	5月11日から引き続き翌12日午前0時から午前5時までの営業は、11日の営業の延長と考えます。このため、5月12日の21時以降の時間短縮営業にご協力いただける場合、対象となります。
(3) その他		
42	支給を受けた協力金は課税対象となりますか？	はい、所得の課税対象となります。なお、申告等の詳細については、最寄りの国税事務所へのお問い合わせや国税庁のホームページをご参照ください。
43	既に閉店している場合は対象ですか？	一時的な休業ではなく完全に閉店していた場合は、対象となりません。
44	要請開始日以降にオープンした店舗は対象ですか？	対象となりません。
45	要請期間中に廃業した場合には、日割りで協力金の対象となりますか？	対象となりません。
46	協力金はいつごろ支給されますか？	書類に不備などがない場合、申請受付から2週間程度でお支払いする予定です。ただし、申請受付開始当初は、件数が集中するため、時期が下がる場合があります。あらかじめご了承ください。添付書類の省略などにより手続をできる限り簡略化し、早期にお支払いできるよう努めます。
47	現金でもらえますか？	現金支給はできません。 (申請受付後速やかに審査を行い、後日、口座振り込みを行います)

営業時間短縮要請協力金 FAQ

※R3.6.17 15:00時点

48	売上額は税込みですか？税抜きですか？	税抜きです。
49	一時支援金と重複して申請できますか？	1月から3月のいずれかの月の売り上げが50%以上減少した方が対象となりますが、大分県の時短要請と対象期間が異なるので、重複申請は可能です。
50	月次支援金と重複して申請できますか？	大分県の時短要請の対象店舗は、対象期間が重複する5、6月は申請できません。 ※時短要請協力金の申請をしない場合でも、時短要請の対象店舗の方は月次支援金の5、6月は申請不可です。時短要請の対象ではない店舗の方は、月次支援金の要件に該当する場合、5、6月分の申請が可能です。
51	雇用調整助成金と重複して申請できますか？	重複して申請できます。
52	県の要請に協力して営業時間を短縮したことは、どのように確認するのですか？	お店の入り口に貼っていただいている、要請期間中に営業時間を短縮していることをお知らせする張り紙（例「5月12日0時～5月31日24時の間、酒類提供を20時オーダーストップ、お店の営業を21時まで短縮します」）等の写真、ホームページ等の写しの提出をもって確認します。

4. その他

1	営業時間を短縮しているかどうか、調査は実施しますか？	営業実態についての確認のため、要請期間中に見回り活動を実施しております。交付要件を満たさない事実、虚偽申請、不正受給等が発覚した場合は、協力金の返還や協力金と同額の違約金を請求する場合があります。
---	----------------------------	--